

中央労基協 Report 令和3年12月

「中央労働基準監督署年末年始 無災害運動」の実施にあたり

中央労働基準監督署長 工藤 滝光



日頃より東京労働基準協会連合会中央労働基準協会支部の会員の皆様方には、当署の行政運営にご理解とともにご協力いただいておりますことに感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの流行から1年以上が経過しましたが、日常生活や通常の仕事を行いながら、感染拡大を防止していかなくてはならない状況は今しばらく続きます。このため、3密を避け、マスク着用、手指の消毒など感染防止行動の徹底について、職場や職務の内容などそれぞれの実態に即した実効性のある継続的な対策を講じていただきますよう、まずはお願いいたします。

さて、東京労働局管内の労働災害の発生状況について、令和2年の休業4日以上死傷者数は1万645件となり、令和元年と比較して75件増加しました。近年は高齢者の災害、転倒災害や無理な動作による腰痛等の労働災害が年々増加していることもあって、毎年1万人前後で推移しており、減少傾向が認められない状況が続いております。特に、業種の如何を問わず、滑ったり、つまずいたり、踏み外しといった転倒による災害が増加している状況にあります。一方、令和2年の死亡災害については39人となり、令和元年と比較して8人の減少と、皆様方のこれまでの積極的な取組もあり、大きく減少し過去最少となりました。

しかしながら、本年においては、10月末現在で9,349件と前年同期29.3%増、お亡くなりになった方は38人で前年同期14人増と極めて憂慮すべき事態になっております。

このような状況の中、慌ただししい年末年始を迎え、更なる労働災害の増加が懸念されることから、今年度も死亡災害の撲滅及び無災害を目指して、12月15日から1月15日の間

『あわてずあせるな年末年始 基本を守って無災害』

のスローガンのもと、「中央労働基準監督署年末年始無災害運動」を実施することとしました。

人口減少や少子高齢化といった構造的課題を抱える日本社会において、これからの時代を生き抜くためには、女性活躍や働く高齢者の増加といった就業構造の変化やコロナ感染拡大に伴う社会情勢の変化に対応していかなければなりません。

安全管理についても、これら変化を見据えた継続した取組が必要となります。

取り組むべき課題は多々ありますが、働くことによって負傷したり、健康を害したりすることは本来あってはならないものであり、働く人が安心して安全に、そして健康で職業生活を全うできるよう、労使一体となって継続的に取り組んでいただくようお願いいたします。

各企業の持続可能な発展は、この安心して安全に働くことのできる職場なくして実現することはできません。会員の皆様方の持続可能な発展を目指し、企業のトップの方から第一線の現場で働く人に至る一人ひとりが安全に関するルールを改めて確認し、安全活動に取り組んでいただくよう重ねてお願い申し上げます。

最後になりますが、わたしどももこの年末年始無災害運動の取組をはじめ、各種施策に全力で取り組んでまいりますので、引き続き皆様方のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

中央労働基準監督署年末年始無災害運動実施要領

1 趣旨

令和2年の中央労働基準監督署管内における休業4日以上労働災害による死傷件数は976件であり、令和元年と比較して2件の増加。死亡者数は4人で、前年に比べ1人の増加となっている。令和3年においては、10月末日現在で735件と前年同期よりも53件増加している。死亡者数は1人で前年同期と比較して3人の減少となっている。

本年の労働災害の状況を見ると、商業149件、接客娯楽業85件、清掃・と畜業118件など第三次産業における労働災害が全体の79.5%を占めている。事故の型別では、「転倒」による災害が181件と最も多く発生しており、全体の24.6%を占めている。次いで「動作の反動・無理な動作」によるものが120件、「墜落・転落」によるものが116件発生している。また、新型コロナウイルス感染症による労働災害が120件発生している。今後は、引き続き感染症対策を継続しながら、死亡災害の撲滅ならび及び無事故無災害を目指して、安全衛生管理活動を実施していくことが求められる。

このような状況の中、慌ただしい年の瀬を迎え、更なる労働災害の増加が懸念されることから、年末年始における労働災害防止を目的とした「中央労働基準監督署年末年始無災害運動」を次のとおり実施することとする。

2 実施期間

令和3年12月15日から令和4年1月15日まで

3 スローガン

『 あわてずあせるな年末年始 基本を守って無災害 』

4 当署の実施事項

- (1) 本運動に係る資料の作成及び局ホームページを活用した周知
- (2) 本運動に係る管内事業場への関係資料送付等による周知
- (3) 労働災害防止団体及び事業者団体等に対する啓発、広報の実施
- (4) 管内の企業（建設現場、区役所等）のデジタルサイネージを活用した本運動の周知

5 各労働災害防止団体に依頼する事項

- (1) 会員事業場に対する本運動の趣旨の周知徹底
- (2) 安全パトロールの実施等会員事業場の自主的な安全活動の支援
- (3) 本運動に係るリーフレットの配架及びポスターの掲示

6 区役所に依頼する事項

- (1) デジタルサイネージを活用した本運動の周知
- (2) 本運動に係るリーフレットの配架及びポスターの掲示

7 事業場の実施事項

- (1) 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- (2) 転倒、墜落・転落災害防止及び腰痛予防対策の徹底
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底
- (4) 建設機械、車両系荷役運搬機械による安全かつ適正な作業の徹底
- (5) 墜落制止用器具を含めた安全保護具・労働衛生保護具の点検と整備
- (6) リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの積極的な導入・定着

- (7) KY（危険予知）活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- (8) 年末時期の大掃除等を契機とした4S（整理・整頓・清掃・清潔）の徹底
- (9) 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- (10) 火気の点検、確認等火気管理の徹底
- (11) 交通労働災害防止対策の推進
- (12) 安全衛生パトロールの積極的な実施
- (13) 化学物質の安全データシートに基づくリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- (14) 過重労働による健康障害防止、メンタルヘルス対策等労働者の健康確保対策の推進
- (15) 飲酒、睡眠等生活リズムに関する健康指導の実施
- (16) その他安全衛生意識高揚のための活動の実施



年末年始無災害運動用品販売のお知らせ

厚生労働省では、災害が増加する年末に「年末にむけた労働災害防止の取組みについて」と題して安全衛生対策をお願いしております。

それらをふまえて令和3年12月1日から令和4年1月15日まで第51回年末年始無災害運動を行います。

（公社）東基連 中央労働基準協会支部では、健康で快適な職場づくりをお手伝いするため年末年始無災害運動のポスター等を販売しております。

詳細は下記ホームページをご覧ください。お申込みお待ちしております

<https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/taikai.html#nenmatsu>



**年末年始も 安全作業
あなたが無事故の キーパーソン**
2021・2022

©JISHA



■ 複数事業労働者の休業補償（平均賃金の算定方法）Q&A ■

Q 私は、平日は A 社で経理業務をしておりますが、A 社の休日には B 社でも働いていますが、先日、業務中に A 社の社内において、躓いて転倒して足を骨折してしまいました。

休業補償給付を受けるときは、B 社の賃金も反映されて給付を受けられるのでしょうか。

A ご質問のケースにおいては、令和 2 年 8 月 31 日以前は、負傷した A 社の賃金のみで給付基礎日額を算定しておりましたが、法律改正によって同年 9 月 1 日以降は、複数の事業で働く労働者への労災保険給付はすべての就業先の賃金を基に算定するようになりました。

A 社と B 社の賃金支給方法が不明ですが、それぞれのケースの具体的な計算方法は次のとおりです。

具体例 1

- A 社と B 社でそれぞれ月給制により就業している場合

A 社では月給 30 万円、B 社では月給 9 万円、直近 3 か月の暦日数が 90 日の場合

A 社 $30 \text{ 万円} \times 3 \text{ ケ月} \div 90 \text{ 日} = 10,000 \text{ 円}$

B 社 $9 \text{ 万円} \times 3 \text{ ケ月} \div 90 \text{ 日} = 3,000 \text{ 円}$

A 社+B 社 $10,000 \text{ 円} + 3,000 \text{ 円} = 13,000 \text{ 円}$ 給付基礎日額：13,000 円

具体例 2

- A 社は月給制で B 社は日給制で就労している場合

A 社では月給 30 万円、B 社は日給 1 万円で月に 6 日勤務、

直近 3 ケ月の暦日数は 90 日場合

A 社 $30 \text{ 万円} \times 3 \text{ ケ月} \div 90 \text{ 日} = 10,000 \text{ 円}$

B 社 $1 \text{ 万円} \times 6 \text{ 日} \times 3 \text{ ケ月} \div 90 \text{ 日} = 2,000 \text{ 円} (*)$

A 社+B 社 $10,000 \text{ 円} + 2,000 \text{ 円} = 12,000 \text{ 円}$ 給付基礎日額：12,000 円

*B 社については平均賃金の最低保証額を計算すると

$1 \text{ 万円} \times 6 \text{ 日} \times 3 \text{ ケ月} \div (6 \text{ 日} \times 3 \text{ ケ月}) \times 0.6 = 6,000 \text{ 円}$

となるが、合算する場合は、最低保障額は適用せずに計算したうえで合算する。

ただし、各会社の平均賃金の最低保障額が合算後の額より高い場合は、給付基礎日額は各会社の平均賃金の最低保障額のうち最も高い額になる。

具体例 3

- A 社と B 社でそれぞれ日給制で就労している場合

A 社で日給 2 万円で月に 12 日、B 社は日給 1 万円で月に 9 日勤務、

直近 3 ケ月の暦日数は 90 日場合

A 社 $2 \text{ 万円} \times 12 \text{ 日} \times 3 \text{ ケ月} \div 90 \text{ 日} = 8,000 \text{ 円}$

B 社 $1 \text{ 万円} \times 9 \text{ 日} \times 3 \text{ ケ月} \div 90 \text{ 日} = 3,000 \text{ 円}$ A 社+B 社 $8,000 \text{ 円} + 3,000 \text{ 円} = 11,000 \text{ 円}$

平均賃金の最低保障額

A 社 $2 \text{ 万円} \times 12 \text{ 日} \times 3 \text{ ケ月} \div (12 \text{ 日} \times 3 \text{ ケ月}) \times 0.6 = \underline{12,000 \text{ 円 (給付基礎日額)}}$

B 社 $1 \text{ 万円} \times 9 \text{ 日} \times 3 \text{ ケ月} \div (9 \text{ 日} \times 3 \text{ ケ月}) \times 0.6 = 6,000 \text{ 円}$

※ 詳しくは、厚生労働省ホームページ「複数事業労働者への労災保険給付」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000662505.pdf> をご覧ください。

令和3年度 外国人在留支援センター「安全衛生班」訪問支援サービスのご案内

安全衛生の専門家が事業場を訪問して、外国人労働者に対する安全衛生管理についてアドバイスします。費用は無料で、日本国内全域が対象です。

訪問支援申込書にご記入いただき FAX にてお申込みください。

※外国人在留支援センター安全衛生班専用サイトからメールでのお申込みもできます。

<https://www.toukiren.or.jp/fresc/>



訪問支援申込書(FAX 送信票)

会社名					
所在地					
業種					
担当者名					
連絡先	電話番号				
	FAX 番号				
	メールアドレス				
希望する支援内容		<p>外国人労働者の安全衛生の確保に関して具体的なお困りごとなどございましたらご記入ください。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>例：①労働災害が発生し、再発防止策を検討したい。 ②安全衛生教育を効果的に行いたい。 ③外国語対応している教習機関を知りたい。 ④健康診断、ストレスチェックを確実に実施したい。 ⑤労働安全衛生法の順守状況を確認しておきたい。</p> </div>			
希望日時	第1希望	年	月	日 ()	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後
	第2希望	年	月	日 ()	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後
	第3希望	年	月	日 ()	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後
リモート面談の希望		<input type="checkbox"/> Zoom <input type="checkbox"/> Teams			

FAX 送信先 03-6380-8405 FAX 番号をお間違えないようご注意ください。

厚生労働省委託 公益社団法人東京労働基準協会連合会(東基連)受託

令和3年度外国人労働者安全管理支援事業

ご記入いただいた事項は、本訪問支援サービスの目的以外には利用いたしません。

皆様の会社の事務所衛生基準は大丈夫ですか？

今年10月に行われた労働政策審議会安全衛生分科会の答申で「事務所その他の作業場における衛生基準」の見直しが決定しました。省令改正は令和3年12月（照度基準は令和4年12月）を目途に行われますが、この機会に今一度見直しをしてみたいはいかがでしょうか。（東京産業保健総合支援センターでは、登録・お申込みいただくと簡易な照度計の無料貸し出しを行っております。詳しくは当センターHPへ。）

公表されている改正事項

- 事務室の作業面の照度基準について、作業の区分を「一般的な事務作業」及び「付随的な事務作業」とし、それぞれ300ルクス（現行は150ルクス）以上及び150ルクス（現行は70ルクス）以上とすること。
- 作業場における便所の設置基準について、以下のとおり見直すこと。
 - （1）男性用と女性用に区別して設置した上で、独立個室型の便所を設置する場合は、男性用大便所の便房、男性用小便所及び女性用便所の便房をそれぞれ一定程度設置したものと取り扱うことができるものとする。
 - （2）作業場に設置する便所は男性用と女性用に区別して設置するという原則は維持した上で、同時に就業する労働者が常時10人以内である場合は、便所を男性用と女性用に区別することの例外として、独立個室型の便所を設けることで足りることとする。
- 事業者に備えることを求めている救急用具について、必要な見直しを行うこと。

■ 中央労働基準協会支部 講習会開催予定（令和3年12月～令和4年3月） ■

令和3年11月18日現在

講習名		受講費 (テキスト・税込)	12月	1月	2月	3月
技能講習	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	21,310	定員締切			定員締切
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	14,580	定員締切	定員締切	定員締切	定員締切
	石綿作業主任者技能講習	14,580		定員締切	定員締切	
教特 育別	第2種酸素欠乏危険作業特別教育 (酸素欠乏症・硫化水素中毒危険作業にかかる特別教育)	9,810			18日	
法定講習等	安全衛生推進者養成講習	14,030			9・10日	
	衛生推進者養成講習	9,500		18日		18日
	安全管理者選任時研修	(会員)10,500 (非会員)12,500		27・28日		10・11日
	リスクアセスメント担当者研修	(会員)10,500 (非会員)12,500			15日	
受験 準備	衛生管理者試験受験準備講習	第1種3日	(会員)20,000 (非会員)23,000	8～10日		2～4日
		第2種2日	(会員)17,800 (非会員)20,800	8・9日		2・3日
安全 衛生 講習 ・人 事	こころとからだの健康講座	無料			8日	
	労働基準法等実務講座【2回セット】	(会員)8,200 (非会員)11,200	7日			
	女性関連セミナー	無料			24日	

※講習会場は、原則、中労基協ビル4階ホールです。日程及び内容については、変更になる場合があります。

発行所 公益社団法人 東京労働基準協会連合会（略称：（公社）東基連） 中央労働基準協会支部
〒102-0084 東京都千代田区二番町9番地8 TEL03-3263-5060 FAX 03-3263-6485 <https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>